（本號十面）　（明治廿五年一月廿三日　逓信省認可）　明治二十六年十二月廿四日　第三千八百四十七號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

歳首歳末の時事新報

来る二十七年一月一日は月曜日に當り新報休刊の例日なれども年頭早々の休刊は公衆の不便なるを以て本社は休刊を四日に延べ一日二日三日の三日共發刊す

廣告申込の締切期限

来る三十一日より一月二日迄の紙上は例年廣告掲載の依頼頗る多く且つ此三日間は本社臨時に紙數を増刊するを以て印刷上の都合により廣告申込の期日を左の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依頼に應ずる能はざる事あるべし

三十一日の紙面に掲ぐる廣告　来る二十九日限り
一日の紙面に掲ぐる廣告　同
二日の紙面に掲ぐる廣告　来る三十一日限り

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金●一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（税金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價●　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付遠く廣告依頼諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を編輯するより各社同一の記事を掲ぐるに至り少々時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社員に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ事實を報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本に社保存せず

時事新報

航海奬勵法案

政府は曩に豫算の説明中歳入超過金の處分に付き凡そ百萬圓は海外に向て本邦船舶の航路を擴張し海運の發達を圖るが爲め航海業に保護を與ふ云々と明言し此程に至りていよ〳〵航海奬勵法案なるものを提出したり其全文は過日の紙上に掲げたれば讀者の一覧したる所ならん案の要領を記せば凡そ日本人を以て組織する商事會社に專屬する船舶にして日本と外國との間、又は外國諸港の間に於て貨物旅客の運搬に從事するものには航海奬勵金を下付す、此金を受く可き船舶は五等に分ち其等級に應じ登簿噸數一噸、航海里數一千海里に付き夫れ〳〵の割合を以て支給す、但し政府より利子補給を受る商事會社の船舶の如きに對しては奬勵金を下付せずとの規定なり熟ら〳〵法案の精神を案ずるに國内に於ける一般の船舶所有者を保護奬勵し外國の航路を開かしむるを期するものにして聊か我輩の航路擴張とは歐洲に齟齬する所あるが如し抑も我輩の航路擴張とは歐洲の如き米國の如き若しくは濠洲の如き海外の緑路に定期航海を開き貨物旅客の運搬を便にし以て商貿貿易の盛大を謀らんとするの意にして其事たるや實に目下の急要、一日片時も等閑に附す可らず而して差當り此事に當る可きものは今の日本に於て日本郵船會社の外に適任者なしと斷言して何人も異議なき所ならん然るに法案に據れば政府より補助金を受くる會社の船舶には奬勵金を下附せずとありて郵船會社の如きは無論その恩澤に浴するを得ず左ればとて同會社を外にして取り敢へず海外の定期航海に適任者なしとすれば思ふに此法案は我輩の云ふ航路擴張とは別にして單に一般船舶の外航を保護奬勵するに止まり定期航海の計畫に至りては更に保護の法を規定し迫て議會に提出するの意なる可しと推測せざるを得ず如何となれば海外に定期郵船の航海は我實業社會一般の希望にして政府に於ても既に其必要を認めたる以上は自から成案なきを得ざれば なり而して其金の出處は如何と云ふに豫算説明には 嚆航海奬勵の爲めに凡そ百萬圓を超過金の内より支出するとのみ記して他に用意の資本もなきが如くなれば政府は此百萬圓を以て廣く船舶の外航を奬勵し又定期郵船の航海をも保護して兩様の用途に充んとするの目算なる可し目下我國の船舶を見るに法案に規定した る一等二等の資格を備ふるものは殆んど絶無ども云ふ可き有様にして以下のものとても其だ多からざるが故に其外航を奬勵するにも多額の金を費す可きに非ず假りに一年五十萬圓と豫算して充分なる可きか、果して然らば一方の航路擴張即ち定期航海の保護に差向く可きものは殘る五十萬圓のみなれども五十萬圓の少額にて能く其目的を遂し得べきや否や覺束なく思ふ所なり前にも記載したる如く海外の航路には歐洲線のみを取らんとならば此金額にても或は不足なからんかなれども今の時に當り航路擴張の計畫を爲すに僅か五十萬圓の少額を以て緑に濠洲の一線を開かんとするが如きは我輩の贊成せざる所なり（歐洲米國の兩線に就ては我輩は先づ第一に米國線を取らんとするものなり其意見は別に論ず可し）然れども右は未發の案なれば姑く擱き扨此法案に對する意見は如何と云ふに其細目は兎も角も大體に於ては大贊成なりと斷言して敢て憚からざるものなり（法案は船舶の噸數を分つに噸數及び速力を以てしたり近時西洋にては單に速力のみに對して保護を與ふ可しとの説さへありと云ふ今、從來の噸數保護の慣行に加味するに速力保護の説を以てしたるが如き聊か我輩の意を得たるものなり）本來日本の如き海國に在りては疾くに是種の規定ありて外國の航海を奬勵す可き筈なるに今日に至るまで等閑に付し去り却て世論に促されて遽に思ひ立たる其怠慢の責は當局者の免れざる所なれども既往の事は今更ら云ふも無益なり我輩は此法案が他の定期航海の方法と共に議會を經過して一日も早く實行せられんことを希望するものなり

然りと雖も一國の航海業は航海其物のみを奬勵して遽に發達を見る可きものに非ず即ち其事業に關係ある各種の事業も共々に保護奬勵して始めて充分の結果を現はすは西洋諸國の實驗に於て明なる所なり例へば熟練なる水夫を得んとするには水夫養成の法なかる可らず完全なる船舶を得んとするには造船業の保護なかる可らず又自船を以て外國より品物を輸入する場合には輸入税を減免するが如き奬勵法の最も有效なるものと云はざるを得ず其工風は一にして足らざれども評論は他日に讓る可し

官報

○法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル大藏省證券條例中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年十二月二十二日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
大藏大臣　渡邊國武

法律第十九號
明治十七年布告第二十四號大藏省證券條例第四條左ノ通改ム
第四條　大藏省證券ハ百圓、五百圓、千圓、五千圓、一萬圓及十萬圓ノ六種ニ別チ其ノ支拂期限ハ十二箇月以内トス

法律第十九號參照
第二十四號布告大藏省證券條例（明治十七年九月二十日）抄錄
第四條　大藏省證券ハ百圓五百圓千圓五千圓一萬圓ノ五種ニ別チ其ノ支拂期限ハ三箇月六箇月九箇月トス但其ノ支拂期限ハ各證券面ニ記載スヘシ

○遞信省訓令第四號

遞信省所管經費仕拂命令官
本年大藏省訓令第四十九號會計主務官事務引繼手續中仕拂命令官ニ關スル事項ハ該訓令ノ趣旨ニ依リ取扱フヘシ

明治二十六年十二月二十三日　遞信大臣伯爵黒田清隆

○宮内省告示第六號

來明治二十七年新年式左ノ通定メラル

明治二十六年十二月二十三日　宮内大臣子爵土方久元

明治二十七年　新年式
一日　午前五時　四方拜
同　七時　靖國神社
同　九時三十分　皇太子殿下以下諸王公參拜
同　十時　親任官及親任官ノ待遇ヲ受ル者一位勲一等及一等二等官同夫人並親任官等拜賀
親任官及親任官ノ待遇ヲ受ル者一位勲一等及一等二等官同夫人參拜
親任官及親任官ノ待遇ヲ受ル者一位勲一等及一等二等官同夫人參拜
同　十時十分
同　十一時
午後二時
同　二時十分

○青山御所
午前十時三十分
同　十一時
午後二時
同　二時二十分

○東宮御所
午前十時五十分ヨリ
午後四時マテ
午前十一時三十分
午後四時十二時ヨリ
午後四時マテ